

8 住宅

◎村営住宅への入居【IJU 戦略室定住環境係 ☎42-2111（内線 214）】

村営住宅は、公営住宅と若者定住促進住宅の2種類を整備しています。入居申込資格や所得制限などの要件があります。入居の募集は広報紙等で随時行っています。

●公営住宅

団地名	住 所	戸 数
戸 田	九戸村大字戸田 15-6-16	7
第2戸田	九戸村大字戸田 13-69-1	10
山 根	九戸村大字山根 5-92-1	5
荒 谷	九戸村大字荒谷 14-31-1	10
川 向	九戸村大字伊保内 19-15-2	12
第2川向	九戸村大字伊保内 15-7-2	12
小 倉	九戸村大字小倉 7-23	7
第2小倉	九戸村大字小倉 5-18	10
長興寺	九戸村大字長興寺 3-57-1	18
江刺家	九戸村大字江刺家 10-46-1	10

・入居資格

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族があること（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）
 - ②現に住宅に困窮していること
 - ③政令で定める収入基準に適合していること
 - ④国税・地方税を滞納していないこと
- ※家賃は入居世帯員の所得および世帯員構成により決定されます

●若者定住促進住宅

村では地域の活性化対策として、若者の定住を促進するため、若者を対象とした定住促進住宅を整備しています。

団地名	住 所	戸数	団地名	住 所	戸数
戸 田	九戸村大字戸田 13-69-1	3	江刺家	九戸村大字江刺家 7-5-5	6
南 田	九戸村大字伊保内 24-1-4	2	山 根	九戸村大字山根 5-92-1	5
	九戸村大字伊保内 24-11-8	2	長興寺	九戸村大字長興寺 8-17-3	10

・入居資格

- ①現に同居し、または同居しようとする親族があり、44歳以下の者で構成する世帯であること（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）
- ②将来にわたり九戸村に居住する者であること
- ③国税・地方税を滞納していないこと
- ④自ら居住するための住宅を必要とする方
- ⑤定められた家賃及び敷金を支払う能力がある方 ※家賃は世帯員構成により決定されます

◎建築物を建築するときは【IJU 戦略室定住環境係 ☎42-2111（内線 214）】

建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであるか確認を受け、確認済証の交付を受けなければなりませんので、工事着工前に確認の申請書を提出してください。

◎水路の区域内で工事をするときは【地域整備課地域整備係 ☎42-2111（内線 282）】

道路に水道管などを埋設するときや、宅地への乗り入れのために歩道を切り下げるとき、水路に側溝を入れるときなど、道路、水路の区域内で工事をするときは許可が必要です。

◎除雪作業にご理解とご協力を【地域整備課地域整備係 ☎42-2111（内線 282）】

村では冬の安全な交通の確保を目指し、概ね積雪 10 センチを目途に除雪作業を行います。除雪作業は①バス路線②児童生徒の通学路③幹線道路④その他の道路の順番で行います。自宅前や身近な道路、歩道、消火栓の周囲などは、各地区または隣近所で協力しあって除雪するようご理解とご協力をお願いいたします。